

詐欺未遂被疑事件

被疑者

通 告 書

2025年6月27日

宇都宮地方検察庁

担当検察官 殿

弁護士 深 見 愛 一



私たちは、詐欺未遂被疑事件で鹿沼警察署に勾留されている■さんの弁護人です。■

■さんに対する捜査について、次の通り通告致します。

■さんは、検察官の取調べを受けることを拒否します。これは、日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使です。この通告を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

■さんを取調べのために検察庁に呼び出さないでください。警察署において、■さんの取調べをしないでください。

以上

詐欺未遂被疑事件

被疑者

通 告 書

2025年6月27日

今市警察署長 殿

今市警察署 刑事2課長 殿

弁護士 深 見 愛 一



私たちは、詐欺未遂被疑事件で鹿沼警察署に勾留されている■さんの弁護士です。■さんに対する捜査について、次の通り通告致します。

■さんは、警察官の取調べを受けることを拒否します。これは、日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使です。この通告を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

■さんを取調室に呼び出さないでください。■さんの取調べをしないでください。

以上

詐欺未遂被疑事件

被疑者

通 告 書

2025年6月27日

鹿沼警察署留置管理課長 殿

弁護士 深 見 愛



私たちは、詐欺未遂被疑事件で鹿沼警察署に勾留されている■さんの弁護人です。■

■さんに対する捜査について、次の通り通告致します。

■さんは、警察官の取調べを受けることを拒否します。これは、日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使です。この通告を無視して取調べを強行することは、黙秘権侵害に他ならず、違憲違法な措置です。

取調べのために■さんを房から出さないでください。房から出るように■さんを説得しないでください。

■さんが房から出ないことを理由に不利益な処遇をすることも、黙秘権侵害に他なりません。

房から出ないことを理由に、■さんに不利益な処遇をしないでください。

以上

宇都宮地方検察庁 担当検察官 殿
今市警察署 刑事 課長
担当警察官 殿

通 告 書

私は、黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。

2025年 6月26日

被疑者



詐欺被疑事件

被疑者

抗 議 書

2025年7月25日

栃木県警本部長 殿

栃木県警本部留置管理課長 殿

栃木県警本部留置管理課鹿沼分室長 殿

栃木県警本部留置管理課鹿沼分室担当者 殿

弁護士 深 見 愛 一



私は、詐欺被疑事件で鹿沼警察署に勾留中の被疑者[REDACTED]さんの弁護人です。

[REDACTED]さんに対する処遇について、次のとおり抗議します。

2025年6月27日及び同月26日付通告書において、私及び[REDACTED]さんは、今後一切の取調べを受けることを拒否する旨を通告しました。

同年7月23日及び同月24日、貴分室の職員5名は、[REDACTED]さんが取調べに行かないことを告げたにもかかわらず、「取調べに行って、そのことを自分の口から言う」とよい旨の発言し、房から出るように説得し、[REDACTED]さんを取調室に連行しました。

これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権を侵害する行為に他なりません。また、留置管理課の職員が、捜査に関する対応を教示することは、捜査と留置の分離を定めた趣旨にも反する言動で、かつて虚偽自白の

巢窟と評価されていた代用監獄時代の留置場を彷彿させる極めて深刻な事態です。
厳重に抗議します。今後二度と取調べのために■■■■さんを房から出さないよう、房
から出るように■■■■さんを説得しないよう、改めて通告します。

以上

詐欺被疑事件

被疑者

抗 議 書

2025年7月25日

今市警察署長 殿

今市警察署 第二刑事課長 殿

今市警察署 取調担当官 殿

弁護士 深見愛一



私は、詐欺被疑事件で鹿沼警察署に勾留中の被疑者 さんの弁護士です。

さんに対する捜査について、次のとおり抗議します。

2025年6月27日及び同月26日付通告書において、私及び さんは、今後一切の取調べを受けることを拒否する旨を通告しました。

にもかかわらず、貴殿は さんを取調室に連行しました。 さんは、取調室において黙秘権を行使することを宣言しましたが、貴殿は さんに対して取調べを続けました。

これは日本国憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権を侵害する行為に他なりません。厳重に抗議します。今後二度と取調べを行わないよう、改めて通告します。

以上